様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	自主的景観形成推進団体の認定
根拠条例·規則名		さいたま市景観条例
条項		第 28 条第 2 項
所	管 部 課	都市局 都市計画部 都市計画課 (電話:048-829-1409)
審査基準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	①自主的景観形成推進地区の指定又は景観協定の締結その他優れた都市景観の形成を推進するための制度を活用した団体であること ②地区内の土地の所有者又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する市民等又は事業者により組織されたものであること。 ③規約に次の事項が定められていること。 名称、目的、事務所の所在地、活動の内容、活動地区、団体の構成員に関する事項、役員の定数、任期及び職務の分担並びに選任の方法に関する事項、会議に関する事項、会計及び監査に関する事項
	設定等年月日	平成22年3月25日設定 平成 年 月 日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	未設定 (将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請がなく又 は稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することが 困難である。)
間	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
	備考	